

平成27年10月8日

野田市パブリック・コメント手続きに関する意見

野田市教育大綱（素案）に対する意見

新教育基本法、学習指導要領、平成27年に施行された千葉県教育振興計画などに盛り込まれているにも拘わらず、野田市教育大綱（素案）では触れられていない重要な問題点を下記に指摘させて頂きます。これらの問題点に対する対策、対応を野田市教育大綱に明記して下さるようお願いします。

1. 道徳教育の重視

○家族への愛情、他人を思いやる心、すべてのいのちを尊重する心を大切にしよう。

すべての教育の出発点となる幼児期からの教育や、人間としてのより良い生き方を学ぶ道徳教育の充実を通じて、子供たちに「人と人とは互いに助け合って生きているということ」、「相手の立場に身を置いて考えることや人の話に素直に耳を傾けることの大切さ」などについて理解を促す。併せて、「家族への愛情」や「他人を思いやる心」、「すべてのいのちを尊重する心」など、子供たちの豊かな人間性や道徳心を育みます。

理由：

- ① 規範意識の喪失（善悪の判断さえつかない子供たちも）→人間としての在り方、生き方について教え、考えさせる教育が必要。
- ② 自己中心主義の蔓延、「公」の観念の喪失 →「公共の精神」を尊ぶことの大切さを教える。
- ③ 情操の欠如、言葉だけの「生命尊重」→豊かな情操心、感ずべきものに感じて感動する心、崇高なもの・人間の力を超えた大いなるものに対する畏敬の念など幼少

期に育んでもおかなければならぬことが沢山ある（これらは、家庭だけに任せておいても育たない。多くの殺人犯罪が絶えない原因は道徳教育の不充分にある。）

2. 郷土と国を愛する心の育成

○郷土と我が国を愛し、日本人としての誇りを持つ心を育むとともに、世界に広く目を向け、グローバル化に対応できる力を養います。

新教育基本法第2条「教育の目標」第5号に「我が国と郷土を愛する・・・態度を養うこと」という規定があるとおり、「郷土と国を愛する心の育成」は野田市教育大綱に明記すべきと考えます。

注記

*郷土愛・・・郷土（パトリア）への愛情（誰もが自然に抱く感情、いわば本能的なもの）

* *愛国心・・・「歴史的・伝統的な国民共同体としての国家」（ネーションとしての国家）への愛情。

「権力機構としての国家（政府）」（ステイトとしての国家とは異なる。

愛国心は、「政府」ではなく「歴史的・伝統的な国民共同体としての国家」を愛することを意味する。

理由：

野田市民、そして日本人として、郷土と我が国を愛するとともに、日本の歴史を理解し、伝統と文化を尊重し、日本人としての誇りを持つ心を育むことは肝要である。あわせて、世界への視野を広げ、外国の歴史や伝統と文化を理解するとともに国際社会で自らの考えを発信し、コミュニケーションができる力を養うことを目指す。

以上